

令和7年11月 守口市教育委員会臨時会

○日 時 令和7年11月12日（水）

午後4時00分～午後4時52分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教育長 田中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉岡 佐緒理

委員 中野 澄

事務局等

教育部長 高橋 幸司 教育部次長 濱尾 邦雄

教育総務課長 水野 敦夫

○付議事件

協議事項1 令和7年9月守口市議会定例会本会議における中野教育委員の答弁について

開会 午後 4 時 00 分

○田中教育長 ただいまから教育委員会の臨時会を開会いたします。

去る 10 月 16 日に 2 名の委員から教育長宛てに臨時会の招集請求がありました。

これを受けまして、本日ここに臨時会を招集申し上げましたところ、委員の皆様には御出席をいただいた次第でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、日程第 1、「会期について」、お諮りします。

本日の臨時会の会議時間は、午後 4 時から 5 時半までの 1 時間半といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、会議時間は午後 5 時半までの 1 時間半といたします。

次に、日程第 2、「会議録署名委員の指名について」です。

本日の署名委員は杉岡委員を御指名申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項に移ります。

協議事項 1、「令和 7 年 9 月守口市議会定例会本会議における中野教育委員の答弁について」でございます。

本件につきましては、私自身の一身上に関する内容でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定に基づき、私は議事に加わることができませんので、審議が終わるまで退席させていただきます。なお、その間の議事進行は、杉岡教育長職務代理者にお願いすることといたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 4 時 1 分 休憩

午後 4 時 2 分 再開

○杉岡教育長職務代理者 それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

協議事項 1 の説明をお願いします。

○中野委員 9月30日に行われました市議会の定例会本会議におきまして、私が教育委員として答弁を行いました。そのときに、議員の方より教育委員として教育長が辞職勧告決議を出されたことについて、どのように受け止めているかという御質問をお受けしました。それに対して私は、教育委員会は合議体ですので、個人の意見を言うことは差し控えたいと答弁いたしました。しかし、議長から促されて個人的な意見としてと断った上で、「辞職勧告決議が可決されたということは非常に重たいことである。この混乱した中で、自分の専門性を生かして守口の教育にどう携われるのであろうかと考えている。また、この状況につきまして非常に心配しております、深刻にこの状況を受け止めている」ということをお伝えいたしました。

また、その場におきまして教育委員会の中でもう一度改めて議論したいというふうにお答えいたしました。そのことについて杉岡職務代理とも相談いたしまして、会議の招集を請求し、本日、臨時会が開催されることとなりました。

私としては、まず今回の辞職勧告決議についての議論ということを改めていたしたいと考えております。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

まず最初に確認しておきたいのですが、決議内容について不明な点はありましたでしょうか。

○中野委員 特にありません。

○杉岡教育長職務代理者 特にないということで、私も大丈夫です。

ここでちょっと私からも、教育長に対する辞職勧告決議についての見解を1つお話をさせていただきたいと思います。

中野委員も答弁でおっしゃっておられましたが、私もとても驚き、辞職勧告決議という言葉の重みを受け止めておりました。この決議に対して、何か意見を言える立場

でもなく、ただただ心配する気持ちでいっぱいだったと記憶しております。市議会による辞職勧告決議の法的拘束力はないものの、地域の代表としての議会の強い意思表示として真摯に受け止めております。

この辞職勧告決議の中で問題となっているスポーツ関係団体補助金及び市スポーツ協会に関する件については、今までの調査に加え、調査特別委員会が設けられたとお聞きしています。教育行政の透明性を確保し、真実を明らかにする上で調査していくことは極めて重要だと思っております。この調査を最大限に尊重し、誠実に対応することで、教育長の疑義が公正中立に、客観的に検証されることを期待しています。調査が行われている間も教育行政を滞らせるわけにはいきません。現場の先生方や子供たちが不安を感じることのないよう、教育委員としての責務を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○中野委員 今、職務代理がおっしゃった意見に私も賛成します。

特に、やはり調査特別委員会での調査結果ということは非常に注目しておりますし、教育行政が滞らずに施行されるということにつながるよう心から願っております。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理人 では、あと御意見・御質問などお伺いしたいと思います。

○中野委員 委員がもうちょっとといらっしゃったら、多様な意見が聞けるんですけど、私は先ほど述べましたのでそれで結構なんですが、もしよろしければ私がこの臨時会お願いした内容につきまして、事務局にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○杉岡教育長職務代理人 お願いいいたします。

○中野委員 先ほども申し上げましたとおり、そもそも市議会において教育長に対する辞職勧告決議が可決されたということについて、議員の方から私は質問を受けました。そのとき、議会の決議について意見を述べる立場にはないと考えていると答弁したのですが、議員の方から、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化という

ことで言えば、教育委員会で委員によるチェック機能ということは必要ではないかと御指摘をいただきました。そこで、改めて教育委員が教育長をチェックするということはどういうことなのかの確認をしたいと思うんですが、ここについて少し御説明いただけますか。

○水野教育総務課長 教育委員が教育長をチェックするということはどういうことかということにつきまして、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化のために教育委員によるチェック機能の強化のためとしまして、文科省のホームページに2点記載されております。

1つ目が、教育委員の定数3分の1以上から会議の招集の請求が可能になったということです。これは、地教行法第14条第2項に規定がされております。

もう一つが、教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定がなされました。これが地教行法第25条第3項にあります。

この2つが、先ほどの改正で挙げられている点と認識しております。

以上です。

○中野委員 今、課長おっしゃったことで言えば、チェックとしてこの臨時会があると思ってるんです。調べたところ、定数の3分の1ということなので、我々2人で求めたら開けるだろうということが確かに確認できました。一方でチェックする対象や内容について、確認のためにご説明いただけますでしょうか。

○水野教育総務課長 地教行法第25条第3項には、教育長は委任された事務または臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと規定しております。また、逐条解説に地教行法第25条第1項で、教育委員会は教育委員会規則に定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長として臨時に代理させることができます。その「権限に属

する」とは、3つあります。1つ目が、地教行法第21条に規定されている事務です。

守口市教育長に対する事務委任規則としまして、第1条、第2条に（1）から（26）まで規定がされております。これが1つ目に当たります。

ほかに2つ大きくありまして、書かれておりますのが地方自治法第180条の2により、地方公共団体の長から教育委員会に委任された事務というのがあります。守口市では、地教行法第22条第5号などに、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶことなどを、そういったことが規定されていると考えております。

最後3つ目としまして、地教行法第55条、市町村の教育委員会が管理し執行することとされた事務となっております。例としましては、府費負担教職員の任命を市町村で行うことなどが挙げられます。

こういったものは守口市ではありませんが、これらのことがチェックする対象と考えております。主には1点目に挙げさせていただいた守口市の規則です。この（1）から（26）までがチェックしていただく対象と我々としては捉えております。

以上です。

○中野委員 ということは、法に基づいて教育長に委任された事務に対して、それが適正かどうかをチェックするということが教育委員の役割ということで、その規定が今いただいた資料の中に示された分野だということでいいですね。

○水野教育総務課長 そのとおりです。

すみません。私、1つ飛ばしております。先ほどの守口市の規則もそうなんですが、最初に言わせていただいた地教行法第21条第1項から19項、ここが大前提としてありまして、それを基に守口市の規則があるということをございます。

以上です。

○中野委員 具体的にはどのような形でチェックをするということになっているかということを、もう一度確認ですけれど教えていただけますか。

○水野教育総務課長 地教行法第25条第1項に基づきまして、委任する事務とい

うのを守口市教育長に対する事務委任規則第4条で規定しております。当該事項は定例会、今回は臨時会ですけども、通常の定例会の中で協議事項や報告事項として報告をしているものと捉えております。

また、臨時に代理した事務につきましては、同規則第3条に基づいて臨時に代理した旨及び代理した事項を直近の定例会の会議において報告して、委員の皆様の承認を経ております。そういうものが具体的に議論して挙げさせていただいているところです。

また、教育委員会規則におきましては、各教育委員会の実情に応じて委員によるチェック機能が発揮できるように適切に定める必要があるとされております。教育長は全ての事務を執行する立場にありますことから、実際に教育長に委任される事務は非常に広いものとなっております。地教行法第25条第3項では、全てについて報告を求めるのではなくて、方針的なところであったり、こういう方向性で行つたらいいのかという判断を行う教育委員会の役割を鑑みまして、重要事項を適切に選んで報告することが求められているということも逐条解説の中で書かれているところです。具体的には、我々の認識としましては最初に述べましたように、この定例会の中で報告をさせていただいているものと思っております。

以上です。

○中野委員 今の御説明のところでよく分かるんですけども、結局、教育長が委任されて、いろいろと取り組まれていることというのは膨大にあって、だから事務局が教育長の命を受けていろいろと執行していく。そこだけを見ると何となく教育長と事務局みたいな感じに見えますよね。でも、実際は、教育委員会全体の事務局ということになるんですけど、教育長の委任ということとは別に、これは教育委員会として行うことだという職務権限ということについては改めて確認させていただいていいですか。

○水野教育総務課長 教育委員会の職務権限は、地教行法第21条に規定をされて

おります。先ほどの第1項から第19項までのものになります。主なものとしましては、例えば教育委員会の所管・認可に属する学校、他の教育機関に供する財産の管理に関する事であったりとか、人事、それから子供たちの入学・転学・退学、あとは所管に関する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導などです。4年に一度あります教科書の取扱いについても、ここで規定をされているところです。

我々教育委員会、教育総務課、保健給食課、教育センター、それから学校教育課、それぞれの所管に属することがここに規定されていると捉えています。

以上です。

○中野委員 今の御説明でちょっとこれも確認しておきたいんですけど、地教行法第21条ということでいただいている資料の中にはあるんですが、管理し及び執行するというところがあると思うんですけど、この管理ということと執行ということについて、ここもちょっと確認したいと思いますが、いかがですか。

○水野教育総務課長 逐条解説に載っております、管理とは行政機関がその権限に属する事務処理の企画、立案、調整等と人事、予算、財産管理等の内部事務の処理をすることをいいます。執行というのは、行政機関の対外的な事務処理の対応で、許可、認可等の行政処分、検査等の事務処理をすることと書かれております。

以上です。

○中野委員 ご説明いただいた内容も踏まえた上で、先ほどの市議会で、教育委員の総意として議会の議決について意見を言うことについては、教育委員会の職務権限に当たるものではないと判断し、答弁をしたわけですけども、それについて事務局の御意見をちょっとお聞かせいただけますか。

○水野教育総務課長 我々としても再度確認をさせていただきまして、以上のようなことから議会の決議について意見を言うということは、教育委員会の職務権限に当たるものではないと捉えております。ゆえに、教育委員が議会の議決につい

て意見を述べる立場にないと御答弁いただいたことについては、適切であったものと考えております。

以上です。

○中野委員 ありがとうございます。

それではちょっと引き続き、次の論点で行きたいと思いますが、私は市議会で再質問を何度かお受けしました。そのことの主な内容の1つに、教育長が辞職勧告決議を出されたことについて教育委員としてどのように受け止めているのかというふうに問われたわけですけれども、そのときにその職務権限外であるということと同時にもう一つお答えしたのは、教育委員会は合議体である。だから、私の個人の意見をここで言うということは差し控えたいんだという認識もお示しをしたんですけど、実際は議長に促されて個人の意見を言ってるんです。臨時会で、この辺りももう一度整理しておきたいと思うんですが、そもそも合議制ということはどういうことかということについて、これもちょっと確認をさせてください。

○水野教育総務課長 我々としましても合議制につきましては、複数の構成員が集まって話し合いを行って、合意に基づいて意思決定を行う制度のことと捉えております。1人の権限者が独断で決めるのではなくて、集団の判断によって公正、中立、慎重な決定を目指す仕組みと捉えています。

以上です。

○中野委員 念のため教育委員会が合議体である根拠ということも併せて教えていただけますか。

○水野教育総務課長 地教行法第3条でも教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織すると規定されております。加えて、同法第14条第3項及び第4項で教育委員会は教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。教育委員会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによると規定されています。教育委員会が合議制であるとことが

根拠として挙げられています。

なお、文科省のホームページにおきましても今、資料でお配りさせていただきましたが、教育委員会制度の特性というところにおきまして、合議制について次のように記載されています。多様な属性をもった複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

ほかに、逐条解説におきましても、様々なところで合議制の執行機関での機能保持、その能率化を併せ考え原則として5人をもって組織するという文言があつたり、合議体として委員の複数の構成員が相互に自由率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができるなどの記載がなされています。

以上です。

○中野委員 私でいえば、主な属性は生徒指導に関連する内容であると思うんです。多様な属性を有する複数の委員が教育委員会議の中で意見を述べ合いながら、そこで決定したことについて外に発信する際にはやはり合議体、そこで決まったものを教育委員会のどなたが発言するのであっても同じものを発言しなければならないということを認識としてよろしいでしょうか。

○水野教育総務課長 事務局としましても、教育委員会は合議制の執行機関でありますので、発言する場合は教育委員会の代表として答弁すべきであり、個人的な見解を述べるのは望ましくないのではないかと考えています。

なお、前述のように教育委員会としての職務権限は具体的に列挙されています。その範囲の場合、合議体として意見を言ったり発言することは可能かというふうに考えています。

以上です。

○中野委員 実は今事務局と確認したことでいえば、私は議会で本来、個人的な意見を言うということは差し控えるべきやつたと思うんです。

教育委員それぞれの意見はどうやと聞かれたときに、私は合議体だからお答えでき

ませんとお答えしたんですが、本当は職務権限外だからお答えできないというのが正しかったのだと思います。その後、暫時休憩中に、議長から議事進行を図るために個人的な見解でもいいのできちんと答弁するようにと促されたので、個人の意見だとは断ったものの、教育委員の立場でありながら職務権限外の内容について個人の意見を言ったということになってしまいました。

なので、せっかく合議体で答弁をつくったことと異なる発言をしてしまったということについては、やはり不適切であったなと思っております。今後答弁を求められたときは、合議した内容を正確に伝えることを心がけていきたいというふうに思っております。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。私のほうも今日お聞きしたところでしっかりと頭に入れて、もしその場が私の番が来ることがあれば、そのようにお答えしたいと思います。

私のほうからも少しお伺いしたい件があるんですが、今回市議会で答弁に中野先生に立っていただいたんですが、そのたたき台を教育委員会事務局が作成することに問題があったのかをちょっと確認させていただきたいと思っております。基本的にいつも会議のときとかも全部、事務局の方にその土台というか、作成していただいたりとかというのが今までのことであったので、私は普通のことだったのかなというふうに思ってたんですが、間違っててはいけないので、ちょっと確認をさせてください。

そもそも教育委員会事務局の役割とはというところをお伺いしたいのですが、お願いします。

○水野教育総務課長 地教行法第17条におきまして、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため教育委員会に事務局を置くと規定されています。逐条解説の中では、教育委員会は先ほどありましたように合議制の執行機関であります。かつ、その所掌事務の範囲がかなり広いので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し執行するための事務機構が必要。そこで、教育委員会の所掌事務を委員会の意思に基づ

いて処理する組織として、事務局が置かれたと記載をされています。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。教育委員会事務局は、教育長の指揮監督の下になるんでしょうか。その辺もちょっと教えてください。

○水野教育総務課長 地教行法第13条では、教育長のことについて規定がありまして、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると規定されています。逐条解説によりますと、このことの中には幾つかありますと、1つ目が教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどることや、2、事務局の事務を総括し所属の職員を指揮監督するとの意味があるとされています。一応、先ほどの教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどるにつきましては、教育委員会が教育長のほかは非常勤の委員で構成される合議体であり、その性質上、自ら実際の事務を処理するには不向きであることから、教育長が教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどることとしたものである。これは教育委員会の所掌する事務の性格に基づくものであって、教育委員会の処理する事務は常時管理執行に当たることを必要とする程度が格段濃厚であり、かつ、その事務処理に専門的技能を必要とするので、非常勤の委員が事務を処理するに適しないのである。また、教育長は、教育委員会がその会議を通じて決定した方針、方策等を実施するために事務を処理する。教育委員会は合議体の執行機関であり、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない。しかし、教育行政の根本方策の樹立、その他の重要事項を決定することを本来の職務とするものであるから、個々の具体的な事務処理について、一々教育長を指揮し命令することは適当でなく、大きな方針について教育長の行動を規律するにとどめ、細部については教育行政の専門家である教育長の判断を尊重し、教育長の行動を無用に束縛するとのないようにすべきである。このように逐条解説の中でも書かれております。

なお、処理するとは、事務を取りさばく事実行為を指します。地方公共団体がその事務を処理するなどのように、その職務権限を示すものとして用いられるものとは内

容が異なります。整理するというほどの意味と捉えています。事務局とは、一般に合議制の機関に置かれまして、その処分をつかさどる部局となっています。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。今お話をいただいた中で、教育委員会の権限に属する事務というのが出てきましたが、それはどういったことでしょうか。

○水野教育総務課長 地教行法第15条でその権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができると規定されております。逐条解説の中でも、教育委員会の権能及び義務としてなし得る範囲に属する事務をいいまして、先ほど来申し上げております同法第21条に列挙されているものとなっています。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 事務局がチェックを受ける対象はどうなりますか。

○水野教育総務課長 事務局がチェックを受けるものは、一番最初に中野委員が御質問いただきました教育委員が教育長をチェックするということと重なりまして、教育長をチェックするのと同様のことをチェックを受ける対象というふうに我々も捉えています。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 なるほど。よく分かりました。例えば教育委員会事務局が、教育委員を補佐してはならない場合とかっていうのはあるんでしょうか。

○水野教育総務課長 事務局の役割は先ほどのとおりでして、ならない場合というのが具体的にはちょっと場面ではあまり想定はつかないんですが、文科省資料の中でも今お配りしました、こちらのほうのお配りしました資料の中でも教育委員に求めらえる役割に教育委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるとされております。事務局は、教育委員会の意思決定を支えるための資料提供や、教育委員の議論を支援するための行政手続や、法令に基づく助言などを

するのが仕事であると考えておりますので、ならない場合というのはあまり想定としてはないのかなと思っております。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 安心しました。

教育長に委任している事務についてなんですが、答弁を求められたときの作成の過程というはどうなりますか。

○水野教育総務課長 委任している事務それぞれに担当課がございます。なので、担当課がまず作成をしまして、課長決裁、それから次長、部長、そして最終、教育長に決裁をしていただきまして、答弁を作成するという過程になります。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 では逆に、教育長に委任されていない事務についての答弁はどうなりますか。

○水野教育総務課長 こちらの定例会の教育委員会の中で意思決定をされている内容であれば、教育長は教育委員会の代表でありますので、先ほどの作成過程でいいと考えております。

教育委員会で意思決定をされていない内容とか、そういう内容であれば、意思決定の過程を経まして答弁作成を行うこととなります。

なお、教育委員会の意思決定をする際には、教育委員会事務局が資料提供などの補佐を行うことは変わりはないと考えています。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。一般的な事務局の補佐というか、内容を確認をさせていただきましたけども。

○水野教育総務課長 先ほどの職務代理がおっしゃった教育長に委任されていない事務というのが、恐らく守口市の教育長に対する事務委任規則第2条第2項におきまして、教育委員会は次に掲げる事項に関する事務を除くほか、その権限に属する事務

を教育長に委任すると規程されています。最初のほうでも申しましたように（1）から（26）までについては、教育長が専決することは原則は駄目だというふうになっているんです。教育委員会で必ず諮らなければならない。教育長に委任されていないものが（1）から（26）になる。このことについて答弁を求められた場合という認識であったかなというふうに思います。そうあれば、先ほどのように教育委員会で意思決定をされている内容であれば、教育長はその教育委員会の代表でありますので、担当課が作成して教育長が決裁することは当然そのままになるのかなというふうに捉えています。ただ、意思決定をされていない内容を教育長が先に答弁するということは、先ほどのように委任されていないものになりますので、改めてそういった答弁作成までに意思決定の過程を経る必要があるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　　では、最初の私がした質問のところに戻ってしまうんですけど、今回の答弁作成の対応について、どのようにすればよかったですか、事務局としてはどんなふうに思われますか。

○水野教育総務課長　　事務局としましても、本来の事務の流れというのは先ほど来答弁させていただいているとおりです。教育委員会事務局の担当課が作成して教育長決裁をいただくものというふうに捉えています。

しかし、今回は教育委員が教育長及び教育委員会事務局のチェックに関する質問でありましたので、教育委員に御協議いただきて、その上で答弁案を作成し、文言の整理等を教育委員会事務局が必要に応じてすべきであったというふうに考えているところです。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　　よく分かりました。ありがとうございます。

以前から確認をお願いしていたかと思うんですが、文科省の見解について何かお答えなど返ってきてるのはございますか。

○水野教育総務課長 私から文科省に問合せをさせていただきまして、文科省とやり取りをさせていただきました。まず前提としまして、文科省の見解は、答弁内容について見解を述べる立場にないため回答は控えさせていただくと。ただ、質問を受けた法的なところ、これについては書いてあるとおり何ら問題はない、そのとおりだというふうに受けております。

それぞれのいただきました質問とかに、法的にここに規定がありますという内容であれば、文科省としても回答はできるんですけども、やはり規定されていない以上はどうしても各自治体ごとの解釈にならざるを得ないので、文科省として先ほどの回答は控えさせていただくというような見解でございました。

以上です。

○杉岡教育長職務代理人 ありがとうございました。

ほかに御意見・御質問はございますか。

○中野委員 今の事務局の御説明をお伺いして実際、今後、教育長及び教育委員会事務局のチェックに関する質問がまた市議会で取り上げられるという可能性もあると思うんですけども、教育委員として、合議体なので個人が意見が述べられないということであれば、きちんと意思を統一する過程をより一層大事にしなければならないと思います。

ですので、また議会の動きなども、必要に応じて早い段階で教えていただくよう要望しておきます。

○水野教育総務課長 直近の12月市議会定例会の予定がもう出ております。質問の通告が12月10日5時半で締切りとなります。通常、我々翌日から答弁対応する形になりますが、12月19日金曜日に本会議が開催されて、そこで答弁を読み上げるという形になります。なので、もしそういう答弁対応が必要になってくるようでしたら、この12月11日から18日までの間になりますので、またそういったことが出てきましたら御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中野委員 職務代理と私とが合議しながら、そこに事務局から情報もいただきながらという話になるんですけども、実際にはこの場でということになりますか。それとも例えばズームとかメールとか、そういうことも可能やというようなイメージを事務局としてされてますか。

○水野教育総務課長 もし何か決めていただく必要があるという場合には、やはり会を開催する形が出てくるかなと。その場合はリモート開催もあり得ると考えております。それ以外の文言調整とかになりましたら、例えばですけど、ロゴチャットとか、メールでの対応になるかなと思いますが、決めていただく場面ではこういった会議を開催させていただくということで御理解いただきますようお願いします。

○中野委員 ということは、根本のところで合議が必要なときには、こここの場で会議をするとということで確認していいですか。

○水野教育総務課長 そのように考えております。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、教育長に議事進行をお戻しします。

暫時休憩といたします。

午後 4 時 4 9 分 休憩

午後 4 時 5 2 分 再開

○田中教育長 では休憩を閉じ、再開いたします。

杉岡教育長職務代理者、ありがとうございました。

本日の日程は以上でございます。

本日の臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 5 2 分